

## 第 1 1 回 宇都宮市景観審議会議事録

平成 2 7 年 2 月 5 日

午後 1 : 3 0 ~

1 4 C 会議室

### 出席委員

1 号委員 (学識経験者)

三橋伸夫委員, 赤羽薫委員, 小花伸子委員,  
岡田義治委員, 山島哲夫委員

2 号委員 (関係団体代表)

末長修一委員, 橋本理委員,  
刑部郁夫委員, 床井光雄委員

3 号委員 (関係行政機関)

戸倉健司委員(代理: 中島純一郎),  
佐藤俊明委員(代理: 田邊信一), 福原泉委員(代理: 黒嶋聡)

4 号委員 (市民公募)

冨健治委員

(計 1 3 名)

### 欠席委員

1 号委員

前橋明朗委員, 梶原良成委員

2 号委員

神原敦子委員

4 号委員

足立知子委員

(計 4 名)

### 出席幹事

宇梶嘉修幹事, 飯塚由貴雄幹事

(計 2 名)

### 臨時幹事

なし (関係課長なし)

### 事務局

松本朝行書記, 牧口次利書記, 中山利之書記,  
市原佳代書記, 黒澤広幸書記, 金田和也書記,  
阿部寛大書記

(計 7 名)

書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第 1 1 回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 議題第 1 号「宇都宮市景観計画の変更について」
- ・ 議案第 2 号「広告物景観形成地区の変更について」
- ・ 説明資料 「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の変更について」
- ・ 参考資料 1 「景観形成重点地区の制度の仕組み」
- ・ 参考資料 2 「雀宮停車場線の状況」
- ・ 参考資料 3 「雀宮駅東西口の状況」

また、机上にご用意いたしました  
「宇都宮市の景観行政の取り組み状況について」  
「宇都宮市景観審議会関係資料」となります。

以上、不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。  
よろしいでしょうか。

## <1. 開会>

書記

それでは、定刻となりましたので、「第 1 1 回宇都宮市景観審議会」を開催いたします。

山島会長、進行をよろしくお願いします。

## <2. 挨拶>

山島会長

それでは、只今より、第 1 1 回宇都宮市景観審議会を開催したいと思います。

前回の審議会で停車場線の取扱いの素案について、議論いただきましたが、今回はそれらを踏まえたものをもう一度議論し、確定するものでございます。よろしく願いいたします。

**<定足数報告>**

山島会長

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

書記

はい、議長、本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

次に、会議の公開及び傍聴者数の報告をいたします。

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませぬので公開となります。

また、傍聴者はおりませぬ。

山島会長

それでは会議を進めていきたいと思ひます。

**<議事録**

**署名委員指名>**

山島会長

最初に、当審議会運営要領の第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員を指名いたします。

岡田委員と刑部委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**<付議案件>**

山島会長

それでは、会議次第に従ひ会議を進めてまいります。

本日の議事といたしまして、議案は2件でございます。

この議案につきましては、お手元の資料の平成27年1月29日付、宮都第488号により市長から諮問があったものでございます。

議案第1号につきましては、

「宇都宮市景観計画の変更について」、

議案第2号につきましては、

「広告物景観形成地区の変更について」でございます。両案とも関連がございますので、一括で審議したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

山島会長

それでは、一括で審議いたします。

〈会議の公開〉

山島会長

先ほどのご報告のとおり傍聴者はありませんが、本日の会議について「公開」とさせていただきます。

〈3. 議事〉

山島会長

それでは、議事に入ります。

《第1号議案》

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」

《第2号議案》

議案第2号「広告物景観形成地区の変更について」

内容については変更がないと伺っておりますので、要点を絞って頂ければと思います。それでは事務局からご説明よろしく申し上げます。

飯塚幹事

それでは、議案第1号、第2号について、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、今回の付議の理由ですが、今般、「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の変更案」を作成しましたので、宇都宮市景観条例第3条および宇都宮市屋外広告物条例第24条の規定により、景観審議会の審議を求めるものでございます。

今回の議案である議案第1号・第2号は、景観形成重点地区及び広告物景観形成地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容について、「雀宮停車場線」の沿線区域を拡張するというものが主な内容になります。

ここで、議案の説明に入る前に、景観形成重点地区の制度の仕組みについてであります。A4版の縦1枚の参考資料1に簡単にまとめておりますので、説明と併せてご覧ください。

また、参考として、本日の議題のひとつであります雀宮停車場線沿線の現況写真を印刷したA4カラーの参考資料2も準備しておりますので、ご覧いただければと思います。上の2枚の写真は、駅から西側の拡張中の道路の状況です。下の写真は、国道4号から駅方向を写したものです。

参考として、もうひとつ資料がありまして、駅東西口の現況

写真を印刷したA3カラーの参考資料3も準備しておりますので、併せてご覧いただければと思います。上段は、駅西口の現況写真でありまして、左が、駅舎から見た広場とその周辺の状況で、右が雀宮駅舎になります。下段は、駅東口の現況写真でありまして、左が、駅前広場から見た景色で、東向き・南向き・北向きの3つについて、右が、南図書館と宇都宮工業高校になります。

では、議案の説明に入らせていただきます。

A4版、縦の資料、議案第1号、「宇都宮市景観計画の変更について」をご覧ください。

この、議案第1号の「宇都宮市景観計画の変更について」がありますが、既に景観形成重点地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容について変更するものであり、景観計画の56ページから60ページの内容が変更となりますので、まず、議案第1号の56ページ、インデックスの付いている箇所をご覧ください。

「4 雀宮駅周辺地区」でございますが、

(1)では、位置及び区域を記載しております。「雀宮町」、「雀の宮1丁目」と「雀の宮3丁目」の各一部でありまして、下の図に示す区域となっております。中央がJR雀宮駅になりまして、昨年度にご審議いただき指定が済んでおります、灰色で示した駅西口ゾーン、駅東口ゾーンがあります。そして、今回、追加となる白抜きの停車場線ゾーンは面積が約2haであり、合計面積が約18haに変更となります。

右側の57ページをご覧ください。「(2)景観形成の方針」、「(3)建築物等に関する行為の制限」等が記載してあります。

こちらの内容につきましては、専門的なものになりますので、色つきの説明資料の方で、分かり易く説明させていただきます。

続いて、議案第2号に移らせていただきます。A4版、縦の資料、議案第2号「広告物景観形成地区の変更について」をご覧ください。

この、議案第2号の資料の1ページ「広告物景観形成地区の変更」についてですが、宇都宮市屋外広告物条例第3条の2第1項の規定による「広告物景観形成地区」及び同条第2項の規定による「当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」を変更するものであります。

「1 広告物景観形成地区の名称」及び「2 広告物景観形成地区の対象区域」についてであります。先ほどの景観計画と同様の名称及び区域となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」としまして、「(1)基本方針」、「(2)基準」が記載されております。こちらにつきましても、景観計画と同様に専門的なものとなりますので、説明資料のほうで分かり易く説明させていただきます。

それでは、右上に説明資料と書かれている、カラー刷りA3版の「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の変更について」をご覧ください。

まず、「1 変更の理由」でありますが、本地区は、本市南部の玄関口であることから、誇れる景観としていくため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みを進めており、駅東口ゾーン・駅西口ゾーンについては平成26年3月に先行指定したところであり、道路拡幅事業の内容が確定した停車場線ゾーンについても、雀宮駅周辺地区の一体的な景観形成を図るため追加指定するものであります。

「2 策定経過」であります。

平成23年7月の自治会説明会から景観づくりに関する取り組みを始めております。前回の当審議会までの経過については、記載のとおりとなります。

平成26年12月には、素案の縦覧を市民全体に対して行い、公聴会なども行ったところですが、個別に権利者によく周知していたということで、意見書の提出は特にごさいませんでした。

平成27年1月26日の宇都宮市都市計画審議会につきましても、この景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）の変更案について諮問しており、「異存なし」の答申を頂いております。

従いまして、昨年11月の当審議会の内容から変更はございません。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1)景観形成重点地区の区域」であります。下の図に示した区域としております。

先行指定をした駅東ロゾーン・駅西ロゾーンは、駅前広場から見える範囲を基本とした中で、駅前広場とそれに面している宅地であり、今回、区域に変更はございません。

今回追加となる停車場線ゾーンは、栃木県さんにより雀宮停車場線の道路拡幅事業が進められており、現在、用地買収、家屋の移転や道路工事が行われております。区域は、その道路から見える範囲を基本とした中で、道路とそれに面している宅地であります。雀宮駅周辺地区全体の面積としては約18haに変更となります。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の方針ですが、共通方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成」、ゾーン別方針については、駅東ロゾーンは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」、駅西ロゾーンは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、今回追加となる停車場線ゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3) 良好な景観のための行為の制限」となります。

「①届出対象行為」ですが、右下の表のとおり、「建築確認が必要なものすべての建築物、工作物」の、新築や増築、改築もしくは移転、外観の変更などを対象としております。

枠外の下※印、経過措置に関してですが、景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物については、建替えや塗装替えなど、次の更新時に届出対象となり、その時点から「景観形成基準」が適用になります。また、屋外広告物に関しては、屋外広告物条例に基づく許可を受けて掲出されているものについては、地区指定日から3年間は、引き続き掲出しておくことができます。

次に、2ページ目、裏側のページをお開きください。

「②行為の制限」についてですが、こちらが景観形成基準と

なります。

表1の「建築物の行為の制限」をご覧ください。

雀宮駅周辺地区については、「停車場線ゾーン」、「駅西ロゾーン」と「駅東ロゾーン」に分けておりますので、各ゾーンにおいて、景観形成基準を作成しているところであります。

まず、指定済である駅西ロゾーン・駅東ロゾーンの基準変更となる部分についてですが、アンダーラインが引いてある箇所ではありますが、建築物の形態意匠のうち「その他の意匠」について、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」を追加しております。

続いて、今回追加となる停車場線ゾーンについてですが、

建物外壁の色彩基準につきましては、高明度・低彩度の色彩を基調色としており、枠外の下※印ですが、強調色については中彩度以下に抑えた色彩を4分の1以内に使用するように基準として盛り込んでおります。具体的には、右側の別表1のとおりとなっております。基調色の屋根は青色の枠、基調色の外壁は赤色の枠、強調色の外壁はオレンジ色の枠になります。

また、このように、使用することができる色彩をある程度限定することで、色彩の調和を図り、連続性のある良好な街並みを形成していくことができるものでございます。

次に、その他の意匠についてですが、駅西ロゾーン・駅東ロゾーンと同様に、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」という基準を盛り込んでおります。

次に、形態についてですけれども、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨してありまして、快適な空間を形成していこうと考えております。

次に、室外機等の設備機器についてですが、「道路から直接見えない位置に設置する」という基準を盛り込んでおります。

他に、照明については夜間景観に配慮する内容、その他では、窓ガラス内側からの広告物の掲出を抑制する内容、また、緑化を推進する内容を基準に盛り込んでおります。

景観形成基準につきましては、地域特性が同じであることから、駅西ロゾーンと同基準となっております。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。



続きまして、説明資料の3ページをお開きください。

3ページの左側の「4 屋外広告物に関する行為の制限」でありますが、屋外広告物の基準につきましても、「停車場線ゾーン」、「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」に分けて作成しております。基本的には、派手で巨大な広告物の掲出を制限するような基準となっております。尚、駅西口ゾーン・駅東口ゾーンに関しては、基準に変更はございません。

それでは、停車場線ゾーンに関する内容についてですが、

まず、共通基準についてご説明いたします。

始めに、意匠のうち色彩の基準につきましては、地色に高彩度色、いわゆる原色の使用を禁止するものとなっております、具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。枠外の下に※印に記載しておりますが、原色の使用を一切禁止しているのではなく、地色（背景の色）の1/3につきましても、使用できるものとしており、こちらはデザインなどで、多少の原色でしたら使用することができるものにと考えております。

共通基準の2つ目ですけれども、総表示面積については、1敷地では20㎡以内としております。

続いて、種別についてですが、自家用広告物のみとしており、原則、自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。

本地区につきましては、宇都宮市南部地域の玄関口であることから、広告物の林立を防ぎ、拠点にふさわしい景観を形成するため、自家用外広告物を禁止しております。

ただし、すべての自家用外広告物の掲出が禁止されているのではなく、縦50cm、横1m以下などの一定の基準を守ることによって、掲出することができる広告物もございます。

その他ですが、照明につきましては、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しております。

次に、広告物の種類別基準についてでございますが、

まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

独立広告物につきましては、1面当たりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物ですが、

表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、突き出し幅は1m以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右側には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージなどをイラストにしていますので参考にいただければと思います。このような基準を作ることや、広告物のデザインを工夫することでおもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

続いて、裏面の4ページの左側であります。今回色彩基準に用いている「マンセル表色系による色彩表現」の概要を、参考として記載しておりますので、ご確認ください。

右側に移りまして、「5 広告物景観形成地区の内容」についてですが、区域、基本方針及び広告物景観形成基準は、景観形成重点地区の区域、基準等と同様としております。

これは、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区を同時に指定することで、屋外広告物景観形成基準を広告物の許可基準とするものでございます。

これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図っているところであります。

最後に、「6 今後のスケジュール」ですが、当審議会でも答申を頂いた後、2月の告示により景観計画の変更及び屋外広告物条例施行規則の改正を行い、権利者へ個別周知をしたうえで、

- 飯塚幹事 4月からの施行を予定しているところであります。
- 以上で、議案第1号、第2号の説明を終わります。  
ご審議をよろしくお願いいたします。
- 山島会長 事務局から説明が終わりました。ここで、本日欠席の梶原委員から事前にご意見をいただいているとのことですので、事務局より報告をお願いします。
- 飯塚幹事 それでは、梶原委員から頂いた意見について、ご報告いたします。
- これまでは、大通り地区において「大谷石の使用」を位置づけていましたが、大通りのように都心部においてのみ、シンボリックなものとして活用するのではなく、雀宮のような地域で「大谷石の使用」について基準を設けることは、今後、大谷石を市の景観形成の重要な要素として位置付ける第一歩となるものではないか。との意見がありました。
- 以上で、梶原委員から頂いた意見についての報告を終わります。
- 山島会長 事務局からの報告が終わりました。それでは、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。
- 各委員 意見なし
- 山島会長 ご意見・ご質問がないようですので、お諮りいたします。議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」及び議案第2号「広告物景観形成地区の変更について」  
「原案通り異存なし」としてよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし
- 山島会長 それでは、「異存なし」として答申いたします。
- <4. その他>**
- 山島会長 続きまして、「4. その他」の事項に入ります。
- 今回は、議事が速やかに進行したことから、時間がまだあります。委員の皆様から何か、ご発言ございますか。折角の機会

- 山島会長 ですから、是非、活発な意見交換をお願いします。
- 三橋委員 2つあります。  
1つ目として資料の体裁として、資料58ページのアクセントカラーの記載は5%、59ページのアクセントカラーの記載は20分の1となっています。いくつか同じようなところが見受けられるので、なにか意図があるのですか。できれば表現は揃えたほうが望ましいと思います。
- 飯塚幹事 ご指摘のとおり、表現は揃えるべきであるので変更いたします。変更にあたっては、意味は同じで記載の変更だけなので軽微な変更と判断できれば、審議会で審議しなくても変更できますが、まずは庁内で確認いたします。もし通常の変更という判断になった場合、次回の審議会で他の議題と併せて、付議いたします。
- 三橋委員 2つ目はJR宇都宮駅の西口について、重点地区の指定について市はどう考えていますか。
- 宇梶幹事 これまで、大通りで駅西口を除いた各地区については、順次指定してきましたが、駅西口については、今後再開発の動きがある中で、重点地区指定については再開発事業と足並みを揃えて進めていきたいと考えています。LR T事業においてもどのような形で横断するのかによって大きく変わってくるので、そちらについても併せて進めていきたいと考えています。
- 山島会長 LRTがどのように通るのかということに併せて、道路も変わってくるので、そのような進め方が良いと思います。  
LRTを東口においてどう整備するか、またどう駅を横断させるかで駅周辺の景観は大きく影響してくると思います。
- 三橋委員 そういったところが見えてくるのに時間がかかりそうですね。
- 宇梶幹事 現在JRで横断部の調査を行なっておりまして、結果がそろそろ出てくると思われます。そういった動きについては、審議会でご報告いたします。

赤羽委員	58ページの表に「建築物の一部に大谷石の使用に努める」と記載がありますが、これにはストリートファニチャーなども含まれますか。
書記	「建築物」というのは、景観法上の用語を意図しており、これは、建物はもちろんのことそれに付随する塀などの工作物も含まれております。それらに限らずストリートファニチャーなどについてもぜひ使ってもらいたいところでございます。
山島会長	それでは、せっかくお集まりいただいたので、委員の方の取り組みをご紹介いただきたいと思います。小花委員、色彩を専門とされており、塗装業組合では社会貢献活動などもやられておりますし、なにか問題提起などしていただけないでしょうか。
小花委員	<p>現在所属している栃木県塗装業組合、日本塗装工業会、宇都宮安全施設業協会での景観に関する取り組みをご紹介します。栃木県塗装業組合・日本塗装工業会では毎年11月16日を塗装の日としておりまして、奉仕活動をしています。今回は旧ふれあいビーチのバーベキュー広場に設置されているトイレを塗り替え作業をさせて頂きました。今後、毎年公共施設に対して奉仕活動をしていこうと考えております。公共施設はその都市の指標となりますので、常に手入れされていることはもちろん、都市のイメージに合った表現を積極的に出していくのがよいと思います。宇都宮市においては、景観行政として進めています大谷石の活用や栃木市の白壁がそれにあたると思います。</p> <p>これは個人的な意見ですが、トイレは文化度を表しているものと考えておりまして、女性は特にそうなのですが匂いや清潔度はもちろん、場所は安全か、設備は充実しているかなどをよく見ているので、ただ作るのではなく、使う側の立場にたって整備して頂きたいです。</p> <p>もう一点、宇都宮安全施設業協会では宇都宮市、同教育委員会と連携して、スクールゾーンの候補場所を調査しています。市内の全小中学校を対象にしておりますので、1校につき、6箇所程度のスクールゾーンを選定する予定ですが、スクールゾーンの色を今後決めていくこととなりますが、歩行者・自転車専用帯と自転車レーンについてはそれぞれ緑と青というのは決まっていますのでそれらに合わせていくことで考えていますが、</p>

具体的な数値基準が決まっていないため、いくつかのカラーが混在しています。舗装というのは景観において重要な要素であると思います。また視認性と景観はそれぞれの面で見るときに一致しないと思います。そういったレーンについては景観を重視した色指定が望ましいと思います。統一していくことで、認知度を上げることで視認性も向上すると思います。また反射材の配合である程度調整できます。

道路施設、付帯施設については特に景観に配慮して頂きたいと思います。心理的に負担にならないような配慮、例えば科学的な根拠はないですが、自殺が多い黒い橋、黒は圧迫感や死を連想させますが、それを癒しの色である緑に変えたところ自殺者が3分の1に減少したという事例もございます。それだけ色彩は心理的な影響が大きいので、景観を考えた場合、色彩そのものや統一感を持たせることを重視して頂きたいと思います。

山島会長

ありがとうございました。今の話についてなにか感想などはありますかでしょうか。

赤羽委員

自転車レーンの青の色彩は理解できないところがあります。

山島会長

黒嶋さんいかがですか。

福原委員(代理)

自動車レーンについては、国の指針の中で「青」で統一するとの方針があり、それに基づいて整備しています。ただ色調、数値については定めがないので、検討の余地があると思われます。ただ異なる色にしてしまうと利用者を混乱させる可能性があるため、青の中で見えやすい色を検討することはできると思われます。

富委員

以前にもお話したと思いますが、全国的に、その青が問題となっています。金沢や京都では条例であずき色に定めるなどの動きが出ています。何よりも「青」は日本の街並みに合わないということもありますので、絶対に青じゃなくちゃいけないということはないと思います。

三橋委員

先日、栃木県景観審議会の中で、話題として自転車レーンについてなんとかならないかという話が出まして、事務局としては現在試行錯誤していますが、将来的にはあるところに落ち着

- 三橋委員 くののではないかと回答でした。
- 山島会長 宇都宮は自転車レーンが良く整備されています。また自転車のまちでもありますので、注目されているので、宇都宮から新たなものを発信できればいいですが、全国一律で決まっているものを、理由もなしに変えるのは難しいのではないのでしょうか。ただ自転車の安全を考えている人は、景観についてはあまり重視していないことが多いですね。ただ、今後さらに整備が進むにつれ、修練していくと思います。
- 赤羽委員 一般的な舗装にあるマークのように、縦長の自転車の絵柄をしたマークをつけることで、はるかに視認性を向上させるなどの方法はあると思います。自転車のまちとしてのいいデザインのマークを宇都宮から発信できるといいかもしれませんね。
- 山島会長 ではまだ時間もあります。近年、屋外広告物が話題になっておりますので、橋本委員、屋外広告物の取り組みについていかがでしょうか。
- 橋本委員 先日、新里街道を走っていましたが、ブルーシートと同じような青の自転車レーンがあったので、彩度を落としたり、白色をいれたりするなどの展開が必要だと思います。
- 次に、イルミネーションについて、樹木につけるのはいいですが、樹木の育成に悪影響を与えそうなものもあつたりします。また、各家庭についても、目に余るものが見受けられるので、何か規制することも必要ではないかと思ひます。
- 栃木県屋外広告美術協同組合の活動としまして、昨年9月に第1回栃木県屋外広告物タウンミーティングを実施しました。内容としましては官民合同の勉強会でございまして、参加者は県内の行政担当者、我々組合員や関東連の理事などでございます。4つのグループに別れ、宇都宮の中心市街地の異なるコースを回り、サインの安全性や景観等について、ディスカッションしました。街並みとの調和、魅力的なまちづくりにサインがどのように貢献しているか、広告そのものの伝達性、デザイン・アイデア・メッセージ性、安全性や管理状態、景観との調和はどうかなどを採点し、グループワーキングで議論し、各グループで発表いたしました。何が悪いのか、どうやったらよくなるのかという形で議論しました。ミーティングの最後に、国交省の江藤様の講評の中で、

橋本委員 1回のみではなく持続的な取り組みが重要とのお言葉を頂きまして、これらの取り組みは本県だけではなく、全国的に広まっております。各々の都道府県でテーマを絞って、継続的な取り組みがなされております。

今回は活発な議論がなされましたので、第2回についても引き続き、「魅力的なまちの顔づくりへ サインの役割について」としまして、さらに掘り下げた議論をしたいと考えております。

山島会長 第2回タウンミーティングはいつごろの予定ですか。

橋本委員 時期は未定ですが、開催は決まっております。

山島会長 橋本委員からお話を頂きましたが、委員の皆さんから意見などありますでしょうか。ないようでしたら事務局から連絡事項等ございますでしょうか

書記 宇都宮市よりご報告があります。

「宇都宮市の景観行政の取り組み状況について」という資料をご覧ください。まず、趣旨につきましても、本市の景観行政の取り組み状況について報告するものであります。

はじめに「1. うつのみや百景」についてであります。宇都宮の美しい風景を再発見していただき、市民の郷土愛の醸成や、景観づくりの大切さを伝えることを目的に、市内110箇所の美しい風景を選定し、それらをPRしながら、市民意識の高揚を図るものとして、平成13年度から実施しているものであります。具体的な事業といたしましては、お手元にお配りいたしました「うつのみや百景マップ」の作成、配布や出前講座による百景の紹介。こちらは、小学校や老人会などからの依頼を受け、2,30名の方々を対象に行うことが多いものですが、本年度は5回実施しております。また、市ホームページにおきましても、110箇所、全ての風景の写真で掲載しております。また、「うつのみや百景パネル展」を、市庁舎1階市民ホールや、栃木県庁15階展示スペース、オリオン通りにあります宮カフェで実施いたしました。この他、市民の方に実際の「うつのみや百景」の風景を見て、感じていただき、宇都宮の素晴らしさを体験していただくバスツアーを「うつのみやシティガイド協会」や市指定の景観整備機構である「NPO法人大谷石研究会」などの協力もいただきながら開催しております。定員30名程度で行ってりましたが、毎回そ



## 書記

の定員を上回る応募をいただいておりますことから、バスの台数や開催回数を増やすなどの見直しも行いながら、内容の充実も図っているところであります。本年度につきましては、4月に桜、5月に新緑、7月に民話、8月に親子を対象にした探検、11月に紅葉、大谷石をテーマに計6回実施いたしました。

続きまして、「2. まちなみ景観賞」についてであります。市内において、魅力ある都市景観を創り出している建築物等を表彰することにより、都市環境の向上及び都市景観に対する市民意識の高揚を図ることを目的に、平成4年度から実施していただいております。魅力あるまちなみ景観を市民からご応募いただき、大賞、景観賞、部門賞を選考委員会で選定しております。部門賞につきましては、平成25年度に新設したもので、サイン部門や景観づくり活動部門など5部門があります。過去10回の受賞件数などは以下の表のとおりです。

お手元に小冊子をお配りしておりますが、近年の受賞作品を紹介いたしますと、平成23年の大賞は「二荒山神社と大鳥居」、前回、平成25年の大賞は「宇都宮聖ヨハネ教会」、景観賞は「大イチョウ」「大久保石材店の石の離れ」でありました。なお、平成24年度から隔年開催となっており、本年度の開催はありませんでした。

続きまして、「3. 景観形成重点地区（岡本駅周辺地区）」についてであります。岡本駅周辺地区は、岡本駅の橋上駅舎化、東西自由通路整備、駅前広場整備及び土地地区画整理事業など、北部地域の拠点として新たなまちづくりが進められておりますことから、岡本駅を中心とした一体的かつ継続的な景観づくりを推進するため、景観形成重点地区の指定に向けて取組みを進めているところであります。

これまでの経過であります。平成25年11月に岡本駅周辺の景観についての目標や方針などを検討するため、地元自治会や商工会の方々に構成する景観づくり検討会を設立し、平成26年11月までに4回開催いたしました。平成25年12月からは、岡本駅周辺の景観づくりの取組みについて周辺住民に周知するため、景観づくりニュースを発行・配布しており、これまでに第6号まで発行いたしました。また、景観づくりについてのアイデアを頂くために、景観ワークショップを3回実施したほか、周辺の景観資源などを把握するためのアンケート調査も実施いたしました。

書記

平成26年11月には、検討会の委員に関係行政機関を追加した「景観づくり推進協議会」を設立し、身近な景観を体感してもらうための景観づくり活動の内容や、景観形成重点地区の指定に向けて、景観形成基準について検討いただくことといたしました。平成27年1月には、景観づくり活動ワークショップにより、身近に感じられる景観づくり活動について具体的な意見交換を行ったところであり、今後、活動内容について協議会での決定をいただいたうえで、本年度中には景観づくり活動を実施する予定であります。また、これらの活動につきましては、景観づくり推進活動費交付金を活用するように考えています。

続いて、対象区域であります。下図のとおりで、岡本駅の周辺になります。

こうした各種の事業や活動を通じ、市民の皆様の協力もいただきながら、引き続き、本市の魅力ある景観づくりに取り組んでまいります。

以上で、報告を終わります。

山島会長

事務局から報告がありました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

岡田委員

まちなみ景観賞の冊子にある第6回の大賞であるカトリック松が峰協会の設計者が修復工事設計者となっておりますが、なぜ最初の建築時の設計者を載せないのでしょうか。

書記

修繕工事後に応募いただいたものであるため、当時の受賞対象者ではなく、修復工事設計者としました。

山島会長

岡本駅西土地区画整理事業の進捗はどの程度でしょうか。

宇梶幹事

仮換地率約6割であり、順次、移転も始まっています。

山島会長

岡本駅周辺の重点地区の指定については、移転の進捗に合わせて、手遅れにならないように進めてください。岡本駅の整備はどういったスケジュールですか。

宇梶幹事

平成28年度末に西側の駅前広場の整備が完了予定です。ちなみ明日が安全祈願祭となります。

山島会長

そうするとある程度のデザインが見えていますね。

宇梶幹事

ある程度は出来上がっております。駅の整備にあたっては、本市からも岡本らしいデザインの提案はしておりますが、JRの考え方が強く出ているところはございます。

山島会長

ぜひ市で行なっている景観の取り組みと足並みを揃える形でやって頂きたい。景観形成重点地区を先に指定し、岡本駅のあり方を決めてしまうというやり方もあると思いますが、唯、なかなか難しいと思います。

他に意見がないようであれば、これで「その他」を終わりたいと思いますが、最後にひとつ。今回のように素案と案で内容に変更がない場合がございますので、今後の当審議会の運営方法について、事務局の方で検討をお願いしたいと思います。

#### <5. 閉会>

山島会長

それでは、これをもちまして第11回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

**【終了】**